

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	健康増進事業の実施 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康増進関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県守谷市長

公表日

令和4年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進関係事務
②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①基本健康診査及びがん検診の受診時の対象者可否の判断に関する事務 ②健診、検診の実施、通知、結果の管理に関する事務 ③健康教育、生活習慣病に関する教育の実施、相談、通知に関する事務 届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 通知には郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能 (マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 第76項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【別表第二における情報照会の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 102の2の項 【別表第二における情報提供の根拠】 番号法第19条第8号、別表第二 102の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	守谷市総務部総務課(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	守谷市保健福祉部保健センター(茨城県守谷市大柏950番地の1 0297-45-1111)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	評価実施機関における担当部署②所属長	高田 明美	樋口 友広	事後	
平成29年6月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①基本健康診査及びがん検診の受診時の対象者可否の判断に関する事務 ②健診、検診の実施、通知、結果の管理に関する事務 ③健康教育、生活習慣病に関する教育の実施、相談、通知に関する事務	健康増進法の規定に則り 成人健診情報の管理、案内通知の出力、統計報告資料作成、データ分析処理などを行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①基本健康診査及びがん検診の受診時の対象者可否の判断に関する事務 ②健診、検診の実施、通知、結果の管理に関する事務 ③健康教育、生活習慣病に関する教育の実施、相談、通知に関する事務 届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 通知には郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事前	
平成29年6月19日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称	健康管理システム(住民健診)、団体内統合宛名システム、中間サーバ	健康管理システム(住民健診)、団体内統合宛名システム、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事前	
令和1年6月28日	I-5-② 所属長の役職名	保健センター所長 樋口 友広	保健センター所長	事前	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年6月8日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年6月8日 時点	令和元年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う記載
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	
令和4年3月1日	II しきい値判断項目 1. 取扱者数	令和元年6月1日 時点	令和3年12月1日 時点	事後	